子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十二月五日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第四百三号

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第四十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和七年政令第三百四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第五条」を「―第六条」に改める。

第四条中「限る」の下に「。次条において同じ」を加える。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（市町村の条例で定める特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準についての経過措置）

第五条　改正法第一条の規定による改正後の子ども・子育て支援法第五十四条の三において準用する同法第四十六条第三項の内閣府令で定める基準は、第五号施行日から起算して一年を経過する日（その日より前に同条第二項の条例が制定された市町村（特別区を含む。）にあっては、同日以前の当該条例で定める日）までの間は、同条第二項の条例で定められた基準とみなす。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗

知的障害者福祉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十二月五日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第四百四号

知的障害者福祉法施行令の一部を改正する政令

内閣は、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の四の規定に基づき、この政令を制定する。

知的障害者福祉法施行令（昭和三十五年政令第百三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「自立訓練」の下に「、同条第十三項に規定する就労選択支援」を加える。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　上野賢一郎

内閣総理大臣　高市　早苗

省　令

○財務省令第六十八号

租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第八十一号）及び租税特別措置法施行令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第四百一号）の施行に伴い、並びに同令附則第五条第一項第三号の規定に基づき、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月五日

財務大臣　片山さつき

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の六第四項第五号イ中「以下第三十七条の十までに」を「イに」に改め、同号ロ中「以下第三十七条の十までに」を「ロに」に改める。

第三十七条の八から第三十七条の十一までを削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和七年十二月三十一日から施行する。

（控除対象揮発油に係るエタノールの数量に相当する数量の算出）

2　租税特別措置法施行令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第五条第一項第三号に規定する財務省令で定める数値は、同項第二号イに掲げる控除対象揮発油（租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律附則第二条第十二項第四号に規定する控除対象揮発油をいう。）につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数値とする。ただし、当該数値が明らかでないときは、百分の一・九とする。

一　バイオエタノール又はカーボンリサイクルエタノール（それぞれ租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十八条の七第一項第一号又は第二号に規定するバイオエタノール又はカーボンリサイクルエタノールをいう。）が混和されたもの　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和五十二年通商産業省令第二十四号）第十条第九項に規定する数値

二　エチルーターシャリーブチルエーテル（租税特別措置法第八十八条の七第一項第三号に規定するエチルーターシャリーブチルエーテルをいう。以下この号において同じ。）が混和されたもの　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第十条第五項に規定する試験方法により測定した場合におけるエチルーターシャリーブチルエーテルの数値に〇・四二三七を乗じて得た数値

その他告示

○農林水産省告示第千八百四十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和六年十一月二十一日農林水産省告示第二千百四十五号（特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和七年十二月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和